

平成30年9月3日

報道関係各位

## 障害者雇用率の誤算定について

標記について、中央省庁及び全国地方公共団体において障害者雇用の水増し問題が新聞等で報道されておりますが、これを受けて8月21日に長崎労働局から問い合わせがあり、本市では、障害者数については障害者手帳により確認しており、障害者雇用人数の水増しはございませんでした。

しかしながら、その際に障害者雇用率を算定する際の分母となる職員数の算定において、本市の状況を再度調査し、8月24日に長崎労働局に確認したところ、別紙中の①の消防団員を兼務している職員は除外してはいけないと指摘を受けました。

また、別紙中の②の非常勤職員の職員数の計上についても、本市の状況を報告し、職員数に計上すべきかを問い合わせましたが、「本省に確認するので回答はしばらく待ってほしい」ということでした。

しかし、本日(9月3日)正式な回答として、「結果として実質1年を超えて雇用されている非常勤職員も計上すべき」との指導を受けたことから、法定雇用率を下回る結果となりますので、お知らせいたします。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございません。

※詳細については、別紙のとおり

担当部署	総務部 人事課	担当者	末永 勝信
直通	0957-73-6623	E mail	jinji@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 	検索ワード		
担当者 連絡先			

## 障害者雇用率の誤算定について

## 1 誤算定の内容

雇用率算定時の分母となる次の2点の職員数の捉え方を誤っていたため

## ① 消防団員を兼務している職員を除外していた。

雇用率算定に当たって、「消防吏員及び消防団員」は除外職員となっていたため、本市においては、消防団員を兼務している職員を職員数から除外していたが、正式には専任で市に雇用される消防団員のみが対象であり、本市のような兼務職員は除外対象外であった。

除外職員として除外していた職員数 99人

## ② 常勤職員である市職員のみを計上していた。

「職員数は常時勤務する職員の数に記載すること」となっていたため、非常勤職員は計上せず正規職員のみを計上していたが、実際には結果として実質1年を超え雇用した非常勤職員も計上すべきであった。

計上すべきであった非常勤職員数145人

◎法定雇用率 2.5%

【誤算定の雇用率】 2.91%

【修正後の雇用率】 2.21%